

(11) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成30年度）

給 与 費	10,128 千円
-------	-----------

3 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	193,600 円 県医療職(3)の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	191,500 円 県医療職(3)の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	189,400 円 県医療職(3)の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	161,800 円 県医療職(3)の1級1号給相当に準ずる
事務職	高校卒	152,000 円 県行政職の1級9号給相当に準ずる

5 職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	[支給割合]												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">期末手当</th> <th style="width: 35%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.145 月分</td> <td style="text-align: center;">0.77 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.285 月分</td> <td style="text-align: center;">0.77 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.430 月分</td> <td style="text-align: center;">1.54 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.145 月分	0.77 月分	12月期	1.285 月分	0.77 月分	計	2.430 月分	1.54 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.145 月分	0.77 月分										
	12月期	1.285 月分	0.77 月分										
	計	2.430 月分	1.54 月分										
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	無												
[平成30年度実績]													
1人当たりの平均支給額	743,904 円												

区 分	内 訳		
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	
	勤続 20 年	19.6695 月分	
	勤続 25 年	28.0395 月分	
	勤続 35 年	39.7575 月分	
	勤続 40 年	44.7795 月分	
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合に加算があります。		
	〔平成30年度実績〕		
	1人当たりの平均支給額	118,620 円 (0 円)	
	(注) 1 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。		
	2 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成30年度に退職した一般職員に支給された平均額です。		
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔平成30年度実績〕		
	1人当たりの平均支給年額	64,516 円	
	対象職員	支 給 月 額	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族	6,500 円
		イ 子	9,200 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		〔平成30年度実績〕	
	1人当たりの平均支給月額	0 円	

区 分	内 訳		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受 け月額12,000 円を超える家 賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[平成30年度実績] 1人当たりの平均支給月額 22,700 円	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を 利用し、また は自動車等を 使用して通勤 している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期 間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円 から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	1か月の特別急行料金等の3分の2 の額を加算(高速自動車国道等特別 料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担 している場合 (パークドライブ)	(パークドライブ) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤 手当をともに受けている職員が、公共交 通機関の利用に伴って駐車場を利用し、 駐車料金を負担することを常例としてい る場合に、当該駐車料金に相当する額を 支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限と する。) (その他の駐車場代の加算) 支給要件に合致しないため制度を設けて いない
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あ たり3往復程度参加することを想定した 通勤手当を支給
		[平成30年度実績] 1人当たりの平均支給月額 2,258 円	
6 役員の報酬等の状況(平成31年4月1日現在) 該当なし			
7 給与制度の変更 変更なし			